



宮 崎 県 公 報

平成21年4月6日(月曜日)第2072号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

告 示

- 指定代理納付者の指定…………… (税務課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (7 件) …… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更 (2 件) …… (道路保全課) 3

頁

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
- 歳入の徴収の事務の委託…………… (港湾課) 4
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 4
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 5

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第22号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成21年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第90条の6の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
(自動車取得税の減免) 第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。	(自動車取得税の減免) 第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。 <u>ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第119条又は法附則第12条の2の2第3項から第14項までの規定を適用して算出した額を上限として減免する。</u>
2～5 [略]	2～5 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番1号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間

- (1) ふるさと宮崎応援寄付金

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

- (2) 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第9号に規定する自動車税(平成21年度に賦課したものに限り。)

平成21年5月1日から平成21年8月31日まで

宮崎県告示第 305号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字小豆野2773-1、2773-2、2776、南郷区上渡川字ゴシキ谷 571、573、582
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字小豆野2773-1・2776（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字ゴシキ谷 571・573・582（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 306号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字上古園2554、2551-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上古園2554・2551-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 307号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字須志田字岩下2683-2、2684-1、2684-2、2685-1、2685-2、2686
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 308号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字永峰 703-1、710、大字板谷字猿渡谷 596-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字永峰 703-1・710・字猿渡谷 596-1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 309号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字相見74-11、大字上米良字槇之口 335-7、335-8、335-10
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字相見74-11・字楨之口 335-7・335-8・335-10 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び兄湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 310号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字竹原田2555-1・2555-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、南郷区鬼神野字田出原1209、字久保1230、1231-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字竹原田2555-1・2555-2・字田出原1209・字久保1230・1231-3 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 311号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市大峽町7967-3、7968-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 312号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年4月6日から平成21年4月20日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道388号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字下野口原9067番9地先から同郡同町同区田代字ソリ田8892番1地先まで	旧	13.4 ~ 16.3	37.0
				新	13.4 ~ 28.8	

宮崎県告示第 313号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年4月6日から平成21年4月20日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
51	県道	中野原美々津線	日向市大字幸脇字宮田1400番5地先から同市同大字字表潟1264番1地先まで	旧	5.7 ~ 18.0	678.7
				新	13.0 ~ 46.2	

宮崎県告示第 314号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年4月6日から平成21年4月20日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東白杵郡美 郷町西郷区 田代字下野 口原9067番 9地先から 同郡同町同 区田代字ソ リ田8892番 1地先まで	平成21年4月6日

宮崎県告示第 315号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎港マリーナ施設に係る 使用料（浮棧橋及びボート ヤードを専用使用する場合 の使用料を除く。）及びサ ンビーチーツ葉使用料	株式会社NPK	平成21年4月1 日から平成24年 3月31日まで

宮崎県告示第 316号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成21年4月6日

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因とな った事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-18)第406号	(株)岡崎組	岡崎 修	宮崎県宮崎 市大字恒久 1800-1	一般	管工事業	平成21年2月 20日付けで廃 業した旨の届	平成21年2月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第850号	(有)谷村組	谷村 敏行	宮崎県東白 杵郡美郷町 西郷区田代 8676	一般	建築工事業、大工工事 業、管工事業	平成21年2月 9日 〃	平成21年2月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第1021号	シオハタ工業 (有)	塩畑 紘文	宮崎県宮崎 市古城町南 田6552-8	一般	建築工事業、管工事業	平成21年2月 18日 〃	平成21年2月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第1196号	(有)菊池建設	菊池 幹男	宮崎県日向 市東郷町山 陰丙1775-	一般	造園工事業	平成21年2月 25日 〃	平成21年2月25日 (一部廃業)

宮崎県知事 東国原 英 夫

変更前		変更後		変 更 年月日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
児湯郡高鍋 町大字上江 1207-1 高鍋町役場 内	高鍋町長	児湯郡高鍋 町大字上江 8437 高鍋 町役場内	高鍋町長	平成18年 1月28日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西都農業協同組合Aコープさいと店
西都市大字右松2108番地 外18筆
- 2 意見の概要
意見は無し
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成21年4月6日から平成21年5月7日まで

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

			3				
宮崎県知事許可 (般-17)第1248号	大寺建設(株)	大寺 忠光	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原1604-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成21年2月24日日付で廃業した旨の届	平成21年2月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-18)第1391号	(有)横山建設	横山 吉高	宮崎県児湯郡西米良村大字村所105-19	特定	管工事業	平成21年2月10日 〃	平成21年2月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第1792号	(株)カマタ	鎌田 丈太郎	宮崎県宮崎市大塚町流合5080-1	特定	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	平成21年2月18日 〃	平成21年2月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1792号	(株)カマタ	鎌田 丈太郎	宮崎県宮崎市大塚町流合5080-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成21年2月18日 〃	平成21年2月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-16)第3543号	(株)中岡工業	中岡 利拾	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7618	特定	水道施設工事業	平成21年2月13日 〃	平成21年2月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第5130号	(有)興武建設	上山 正英	宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲6934-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業	平成21年2月5日 〃	平成21年2月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5924号	(有)光栄建設	今村 康薦	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5139-3	一般	建築工事業、管工事業	平成21年2月12日 〃	平成21年2月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第6623号	丸昭建設(株)	長友 俊美	宮崎県都城市山田町山田2112-3	一般	造園工事業	平成21年2月9日 〃	平成21年2月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第7178号	(有)現代建設	戸島 靖一	宮崎県宮崎市大坪東2-12-11	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	平成21年2月18日 〃	平成21年2月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第7549号	ミツセ建設(有)	松田 重徳	宮崎県延岡市古城町4-146	一般	土木工事業、建築工事業	平成21年2月6日 〃	平成21年2月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第10142号	(資)江坂商会	境田 純代	宮崎県宮崎市柳丸町52	一般	管工事業、さく井工事業、水道施設工事業	平成21年2月18日 〃	平成21年2月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第11683号	(有)エヌ・エス・ピー	岩本 喜次郎	宮崎県都城市一万城町64-3	一般	塗装工事業、電気通信工事業	平成21年2月20日 〃	平成21年2月20日 (一部廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
高鍋都市計画道路事業 3・4・4号 蚊口高月線
- 施行者の名称
宮崎県
- 事業所の所在地及び名称
児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1 宮崎県高鍋土木事

務所

- 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成21年4月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
--------------------	------------------

<p>西諸県郡野尻町大字三ヶ野山 字大塚原1278番4外11筆、 1278番22の一部、 1287番13の一部</p>	<p>西諸県郡野尻町大字東麓1183番 地2 野尻町長</p>	
---	---	--